

## 第2回山梨県報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 平成22年11月1日(月) 午前9時30分 ~ 午後12時20分
- 2 場 所 県庁本館2階 特別会議室
- 3 出席者(敬称略)  
(委員) 飯窪 さかえ、佐野 久子、鈴木 郁子、日高 昭夫、廣瀬 久信、八巻 佐知子、  
渡辺 一彦(五十音順)  
(山梨県) 総務部長、総務部次長(人事課長)、総務部企画調整主幹(人事課総括課長補佐)、  
人事課給与担当(2名)
- 4 傍聴者等の数 4人
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 小委員会委員の指名
  - (3) 審議
  - (4) 閉会
- 6 議題
  - (1) 特別職の報酬等の改定について(公開)
  - (2) 行政委員の報酬の在り方について(公開)
- 7 議事の概要

### (会長)

前回の審議では、具体的な方針を御審議いただいた訳ですが、今日は2回目ということで、まず始めに、前回の会議の中で小委員会を設置し、その中で具体的な答申案を作成するという御了解いただきました。また、小委員会の委員の指名につきましては、会長に一任いただきましたので、ここで小委員会の委員として2名の方の指名をさせていただきたいと思っております。それに会長の私に加わり、3名で小委員会を構成したいと思っております。御了解いただけますでしょうか。

### (各委員)

異議なし

### (会長)

本日の審議が終了した後に、小委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく御願いいたします。

それでは、早速審議に入ります。まず、前回の第1回の審議結果について、県の方でまとめていただいておりますので、まずその御確認をお願いしたいと思います。よろしく御願いいたします。

### (人事課長)

それでは、前回の審議会の結果について、御確認をお願いいたします。

始めに、知事・副知事・議員の給料・報酬、期末手当、退職手当についてでございます。意見集約された点としましては、まず特別職の給料・報酬月額につきましては、人口規模類似県と比較した場合、概ね妥当な水準にあるものと考えられることから、今までの改定率のベースとして参りました、一般職の平均改定率の動向に沿って、引き下げ改定を行うことが適当であること。それから、期末手当の額につきましては、支給月数が、知事・副知事につきましては県の一般職に、正副議長・議員につきましては

は国の指定職に準じて、それぞれ別に定められています。また一方で、加算率については、本県は独自に同一の率を用いる特殊な算定方式を採用しておりまして、結果として、人口規模類似県とその水準を比較した場合に、知事、副知事については高く、議員については低くなっていることから、期末手当の額の算定に当たっては、国及び他県との均衡に配慮するとともに、二元代表制の下における首長と議員の均衡に配慮する観点からも、多くの県が採用している同一の算定方式に改定することが適当であること。退職手当の額につきましては、知事、副知事の退職手当の額が、人口規模類似県と比較した場合、知事は平均額を上回る額となっており、副知事はほぼ平均額となっておりますので、これらは、現下の社会経済情勢を鑑み、人口規模類似県との均衡に配慮したものとすることが適当であること。以上のとおり意見集約をいただいたところでございます。

次に教育長、代表監査委員、公営企業管理者の給料、期末手当、退職手当についてでございます。

まず、教育長についてでございますが、給料の額につきましては、人口規模類似県と比較した場合に、概ね平均的な水準にあるものと考えられるため、知事の給料の改定に準じ、改定することが適当であること。期末手当の額につきましては、算定方法で、他県との均衡が図られておらず、人口規模類似県の平均額と比較しても高くなっているため、知事等の改定に準じ、改定することが適当であること。退職手当の額につきましては、人口規模類似県と比較した場合、平均額を上回っており、その均衡に配慮したものとすることが適当であること。以上のとおり意見集約をいただいたところでございます。

また、代表監査委員についてでございますが、給料の額につきましては、人口規模類似県と比較した場合に、かなりの高水準となっておりますが、その職務と責任は他の都県と基本的に異なるものではないことから、人口規模類似県の平均額をベースに、大幅な減額改定を実施することが適当であること。期末手当の額につきましては、人口規模類似県と比較した場合、平均額を大きく上回る額となっておりますので、給料額の改定と併せまして、算定方法において、知事の改定に準じ改定することが適当であること。それから、退職手当の額につきましては、人口規模類似県と比較した場合、平均額を大きく上回る額となっておりますので、給料額の改定と併せまして、人口規模類似県との均衡に配慮したものとすることが適当であること。以上のとおり意見集約をいただいたところでございます。

公営企業管理者についてでございますが、給料の額につきましては、公営企業の各県の状況が大きく異なる中で、単純な比較はなかなか難しいものの、人口規模類似県と比較した場合、概ね平均的な水準にあるものと考えられるため、知事の給料の改定に準じ、改定することが適当であること。期末手当の額につきましては、算定方法で、他県との均衡が図られておらず、人口規模類似県の平均額と比較しても高くなっているため、知事等の改定に準じ、改定することが適当であること。退職手当の額につきましては、人口規模類似県と比較した場合、平均額を上回っており、その均衡に配慮したものとすることが適当であること。以上のとおり意見集約をいただいたところでございます。

次に、行政委員の報酬の在り方につきましては、行政委員の業務の内容や勤務の実態等を把握した上で、引き続き審議するということとされたところでございます。前回における審議結果につきましては、以上でございます。

(会長)

前回の審議会のまとめについて御報告いただきましたが、この点に関して、いかがでしょうか。一応御確認いただき、何か御意見や相違点等はございますでしょうか。

(各委員)

意見等なし

(会長)

引き続きまして具体的に、それぞれ知事、副知事、議員、教育長、代表監査委員、公営企業管理者、そして行政委員という順番で、それぞれ具体的な答申の内容について、審議して参りたいと思います。

県の方で、前回の審議結果を踏まえて、改定案を作成していただいておりますので、これをまず御説明いただいた上で、審議を進めて参りたいと思います。それでは、まず知事、副知事、議員について、説明をよろしく申し上げます。

**【人事課長が資料に基づき説明を行った。】**

**(会長)**

具体的な改定案を、それぞれの特別職ごとに複数の案を示していただきました。これを元にして、具体的な審議会としての案を策定していきたいと思います。御意見をよろしく願いいたします。

**(総務部長)**

今の人事課長の説明を若干補足させていただきます。基本的な考え方として、給料については1案だけしか作っていないものと、2案を作っているものと2パターンあります。これは基本的に、平成8年に開催した特別職報酬等審議会の答申に基づいて行った改定、つまり現在の給料額というものが、その当時の審議会においては、最も適切であったという前提で作成してございます。その後、民間との公民較差の動向も踏まえ、一般職の平均改定率の連乗が、マイナス0.87%となっていることもあり、同じような改定率にすることが、基本的には合理的であろうという前提であります。ただ一方で、現行額において、既に人口類似県よりも下回っているという場合には、現行額を据え置くという考え方もあり得るということで、この点で1案だけ用意しているか2案だけ用意しているという考え方で準備をさせていただいております。そして、期末手当については、支給月数を3.1月または3.0月でいずれも2案ずつ用意させていただいております。これは基本的にはいずれも加算率については、いずれも同一の加算率を用いるのが適切であろうという御議論をいただいておりますので、その場合の支給月数については、人口類似県を見た場合、3.1月が大部分であります。一部に3.0月あるいはそれを下回る月数にしているところもありますので、2案用意をさせていただきました。ただ3.1月の方を第1案として置いてありますのは、どちらかという、こちらの方が適切であろうということで置いております。これは、先程も申し上げましたが、任期中総額ということで見た場合に、既にいずれの案においても、本県の人口と比べプラスマイナス20万人である人口類似県と比較をして、既に給料・報酬の支給額ベースでは下回るような案になっているということもあって、支給月数を3.1月とすることで、既にその人口類似県とのバランスがある程度図られているであろうということでございます。また、3.1月が国の指定職と同一の算定方式であるということも踏まえ、いわば上位の案という形にさせていただいております。我々としては、そのような考え方で、案を用意させていただいておりますが、この審議会ですら十分に御審議いただければと思っております。

**(会長)**

いかがでしょうか。前回の審議の中でも、一つは一般職とのバランスを考えて、平成9年以降の平均改定率を加味する。これは全体としていうと、平成9年以降の平均改定率の連乗がマイナス0.87%であることから、給料のベースについては減額となる。従って基本的には、知事・副知事、それから議員、議長、副議長のすべてが現行のベースに対して、一般職とのバランスでマイナスにするという提案がまずなされています。後は、期末手当、退職手当です。加算率・支給月数をどうするか、具体的にそれぞれどうするか、答申案を決めていかなければなりません。まず、全体を通して御意見ございますか。

**(委員)**

今、御説明をいただきましたが、極めて妥当な改定案をお示しいただいたと、私は思っております。特に人口類似県を参考にされたものが多いという思いがいたしますが、私どもの知識の中では、非常に配慮された、妥当な改定案が示されたのではないかと思っております。

**(委員)**

前回の審議会では、一般職の給与改定率の動向に準じて、給料を引き下げるべきだということでした。これらの案が、給料に対しては一般職に準じて引き下げるということ、期末手当・退職手当については

他県と同一の算定方式で行くということで作成されていることについて、私たちにとっても納得はいきます。

(委員)

期末手当ですが、支給月数が3.0月又は3.1月とありますが、知事、副知事、議長等、皆が数字を揃えた方が分かり易いという気がします。一方で個別に、任期中総額という点から見て行った方が良いところもありますが、基本的には、支給月数は3.0月又は3.1月のどちらかで揃える方で良いと思います。

(委員)

給料、要するに民間で言うところの基本給ですね。今もお話がありましたが、一般職と比べた場合に妥当な改定率であると思います。

(委員)

質問ですが、平均値で対応されているということでしたが、人口がプラスマイナス20万人の県とプラスマイナス30万人の人口類似県の中で、直近で改定している県は、どのあたりになるのでしょうか。教えていただければ、改定した県の中で下の方に揃えるべきだといった議論ができるのではないのでしょうか。

(人事課長)

石川県は、平成6年7月に改定して以降、改定がございません。宮崎県につきましては、平成18年に改定いたしまして、マイナス改定を行っております。秋田県につきましては、平成18年に改定いたしまして、やはりマイナス改定を行っております。富山県でございますが、平成6年以降改定がございません。和歌山県につきましては、平成18年に改定を行っておりますが、マイナス改定でございます。香川県につきましては、平成16年に改定を行っておりますが、マイナス改定でございます。佐賀県でございますが、佐賀県は平成18年に改定を行っておりますが、マイナス改定でございます。福井県につきましては、平成6年に改定を行った以降、改定がございません。徳島県でございますが、平成9年に改定を行っておりますが、これはプラス改定でございます。高知県でございますが、平成22年4月に改定を行っておりますが、マイナス改定でございます。島根県でございますが、平成8年以降改定がございません。最後の鳥取県でございますが、鳥取県は、平成22年1月に改定を行っておりますが、マイナス改定でございます。

(会長)

最近の改定の傾向は、ほぼマイナス改定ですね。人口類似県の平均には、マイナス改定が含まれているということですね。そうなりますと、ベースとなる給料等に関しては、一般職とのバランスで、マイナス改定ということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

そうすると、期末手当、退職手当に関して何か御意見はございますか。先程、期末手当の加算率・支給月数に関して、支給月数で3.1月、3.0月という、全体の総額を睨みながらの配慮した案を作っていたいております。支給月数は、できれば他の知事、副知事、議員と全部揃えた方が良いのではないかと、御意見も先程ございましたが、これはどのように考えればよろしいでしょうか。何か御意見ございますか。

(委員)

例えば知事の、第1案の3.1月と第2案の3.0月との関係、これが反映された期末手当の額の較

差。給料で下がる面もあれば、期末手当で上がる面もあるので、3. 1月と3. 0月を選ぶというのは、大変難しいですね。だから、これはどちらか選ぶとして、第1案・第2案の支給月額というのは、統一して3. 0月で考えてみたらどうかと思います。先程県の方からは3. 1月の第1案の方でいかがかというお話もあったのですが。

(会長)

その他の御意見は、いかがでしょうか。揃えるという意味では、同じ御意見だと思うのですが、支給月数が3. 1月が妥当か、3. 0月が妥当かというところについて、非常に判断が難しいところがあります。

(委員)

最終的には、総額だと思います。総額の順位がどうなっているかを重視するだけなのです。総額の順位がどの位になるか、総額が世間並みというか、人口類似県の中に収まっていれば、どういう払い方をしても同じことと思います。だから、支給月数を合わせても良いと思います。合わせても良いのですが、そのことによって、人口類似県のゾーンから外れてしまっただけでは仕方がないのです。だから、人口類似県のゾーンの中にはめることが重要だと思います。

(委員)

それなら、3. 0月が良いと思います。

(委員)

要するに支給月数はどうでも良いと思います。総額がどのような状況にあるかということが最終的に重要です。

(委員)

同一の算定方式というのと、加算率0. 45、支給月数3. 0月にするよりも、トータルした金額で判断した方が分かり易いと思います。

(委員)

総額の結果、例えば支給月数が0. 5月になったとか、その方が説明はつき易いと思います。

(会長)

いかがでしょうか。実態の問題というか、総額レベルが大きく人口類似県の平均値と乖離する、特に上回っている場合にどうするか。そういった配慮が、この案の中に含まれていると考えますが、一方では、支給月数を3. 1月か3. 0月という、0. 1月の違いをどう評価するかというのは、これ自体の根拠がありません。説明するときに納得していただけるかが重要であって、そういう視点から判断すれば良いのかなと思います。そういった点から考えますと、支給月数が3. 1月であるのが、全国での月数であるということです。それから、強いてあるとすれば、どうして0. 1月という端数の違いで3. 0月にしたのだという詳しい説明をしなければなりません。そういう意味では、前回の審議会では、人口類似県の平均をベースにしていくということが、一応の了解事項だったと思います。そのように考えていけば、3. 1月にした方が、説明がし易いと私自身は感じます。それが、先程の御意見もありましたが、この結果人口類似県の任期中総額を大きく越えてしまうと、少し配慮をしなければならないと思います。知事に関しまして、全体として今の経済環境を踏まえ、前回審議した多くの県が採用しているルールを当てはめても、ほぼ妥当な結論ではないかという気がします。そういう意味では、県の方から説明もありましたが、一番シンプルで説明し易い第1案の方が良いのではないのでしょうか。流れとしても結論としても、一番整合性があると思います。当審議会の結論としては、第1案でいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

御異議がなければ、知事の改定案は第1案ということにします。

(議員)

この審議会で審議した結論が、県議会に諮られて、県民に広く知られるところとなります。そういった意味では、この審議会で議論したことが妥当であると、県民に受け止められるような改定率等が大事ではないでしょうか。知事の場合、支給月数が現行4.1月ですが、これを3.1月にした場合、私は何となく県民から御納得をいただけるのではないかという気がします。会長のおっしゃるとおりで、私は良いと思います

(会長)

それでは、御異論なければ、知事の改定案は第1案でということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、次に副知事の改定案は、先程御説明がございましたが4つございます。4案のうちの第3案・第4案については、第1案・第2案との違いは、給料のベースが既に人口類似県と比べた時に、1万円の減額を当てはめると、人口類似県よりも更に下回ってしまうという配慮から、作っていただいている訳でございますが、これも先程の知事と同じで、基本的に一般職とのバランスを基本方針とするということでしたので、第1案・第2案の中から選択するということがよろしいでしょうか。それとも、何かほかに配慮するべき点がございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

違う算定方法ですと、説明が返って難しいですね。

(委員)

副知事の第1案の一番右側に、全国順位39位から40位とありますが、下げてもあまり影響がないかと思えます。第3案でも39位ですので、順位的には第1案でも第3案でもあまり変わらないようです。

(総務部長)

そうですね、すべての案で40位程度ですので、全国順位に影響するようなレベルではないかと思えます。

(会長)

これは、期末手当も含めて先程の知事の考え方と同様としますと、第1案が一番、一貫性があると思えます。第1案ということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

次に議員、まず最初に議長です。これに関しては、前回の審議会でも若干議論も出たのですが、任期

中総額等で捉えた場合、現行の報酬がかなり全国順位では低いということでした。議員の報酬や期末手当をどのように考えていくのか、若干御意見をいただく必要があるかと思えます。

(委員)

多くの県が採用している算定方法に基準を変えるのだから、結果的に増額となるのは仕方がないのではないのでしょうか。

(会長)

同一基準を当てはめると、そういうことになってしまいます。

(委員)

増額になっても減額になっても同じ基準で計算しないと、一貫性が無くなってしまう訳ですね。

(会長)

審議会の役割として、具体的な額を答申することがあります。平成9年以降ずっと改定してこなかったものについて今回改定を行うので、ある程度一貫性があり、また説明ができる基準をお示しする必要があります。その結果が増額になるとしても、それをどう考えるかということは、実際には、議会が最後に御判断するという形になります。この審議会としては、そこまで配慮して言う必要があるのかどうか、また増額とならないような行政事情を考える必要があるのかどうか、いかがでしょうか。

(委員)

私も、一貫性という点や説明をしなければならぬことを考えると、今までの期末手当の算定方式が、全国で多く採用している算定方法である、国の指定職と異なっていた訳です。これに揃える形にして、最終的に任期中総額が上がったとしても、全国の100位に入ってしまうと言う訳ではないのですから、多くの皆さんから御理解いただけるのではないのでしょうか。

(委員)

それは、第1案でということでしょうか。報酬は引き下げるが、加算率を上げる関係で任期中総額が上がってしまうということにはなりますが。

(会長)

そうですね、具体的に一貫性ということであれば、知事・副知事と同じ基準になりますので、第1案ということになります。任期中総額で100万円程度上昇してしまいますが、この内容で答申する必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

仕方がないのではないのでしょうか。

(会長)

今回の答申をどのように受け止めて、条例に反映させて行くことについては、議会の判断になりますので、審議会としては第1案ということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

そうすると、自動的に、副議長・議員に関しても、同様に第1案ということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、第1案という御意見をいただいたことといたします。

次の教育長、代表監査委員、それから公営企業管理者に関してでございますが、これについて説明をお願いいたします。

【人事課長が資料に基づき説明を行った。】

(会長)

それでは、今御説明がありましたことを元に、御意見ををお願いします。まず、教育長に関してはいかがでしょうか。

(各委員)

第1案で良いと思います。

(会長)

これについても、今までと同様に第1案ということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

次に、公営企業管理者ですが、これも第1案・第2案でございますが、これは、若干特殊なところがあって、なかなか比較が難しいところもあるという御説明でした。本県のような公営企業がある県で、平均的なところを探っていこうということございまして、考え方は先程御説明したとおり、人口類似県と一般職とのバランス、先程からのルールを考慮いたしまして、特に異論がなければ、第1案ということによろしいでしょうか。

(各委員)

よろしいと思います。

(会長)

次に、代表監査委員でございます。これは案自体が複雑になっております。最初の給料のところですが、これが2案あり、この61万円と60万円の違いはどういうことだったか、もう一度、御説明をお願いします。

(人事課長)

第1案・第2案の61万円につきましては、人口がプラスマイナス30万人の人口類似県での平均支給額に61万円がございます。これに揃えた形にさせていただいたものにしております。第3案・第4案の60万円につきましては、同じく人口がプラスマイナス20万人の人口類似県での平均支給額が60万6千円でございますので、これを逆に少し切り下げる形で60万円という形とさせていただいたものでございます。

(総務部長)

61万円の方でも任期中総額を御覧いただきますと、約4,434万円というのが第1案でございます。表の下の人口類似県の平均支給額が約4,472万円又は約4,470万円であるのと比べると、いずれも、30、40万円下回っているということでもありましたので、61万円の方でも、人口類似



県と比較すると、任期中総額では既に低いレベルとなっているという前提で、案として御用意させていただきました。

(会長)

今までの議論の流れから言いますと、他の教育長や公営企業管理者とのバランスで考えると、具体的には第1案か第3案ということですかね。

(委員)

代表監査委員は、今までのものと全然違うのですよね。考え方からして、まずそれが良いのか悪いのか。職務の濃度・責任等から、現行の給料が78万円が定められているのだと思います。現状の仕事やほかの職務が、改定後とそう差が無い場合に、給料を一気に下げるとなると、今まで審議してきた話と違う観点での説明を、別に加えなければならないと思います。そのためには、全然違う基準にしないといけないと思います。

(会長)

ここで78万だった給料を、61万円や60万円というベースに落としているのは、人口類似県のベースを合わせようとする視点であり、つまり平均並みにするというこの意味では、一貫しています。問題は、本県の代表監査委員が、他県の代表監査委員と比べ、非常に特殊な業務、職責を担っているから、人口類似県と比べ給料が17、18万円高いということも妥当であるということになるのですが、監査委員というものは県によって、大きく職責・職務内容等が著しく異なるものなののでしょうか。

(人事課長)

他県と大きく異なるようなものはないと考えております。

(委員)

代表監査委員について、前回の審議結果では、基本的に他の都道府県での職務と大きく異なるものではないという審議結果でありました。本県の場合、現行の金額が大きいから、改定した場合に減らす金額も大きくなる。現行では、全国順位が代表監査委員は高いので、人口類似県の平均支給額と同じような基準に合わせていけば、このような大幅に減額した金額になるということだろうと思います。下がる額が大きいので、下げ過ぎているという感じはしますが、他県との比較で考えると良いのではないかと思います。

(委員)

一貫して改定しようとする場合には、一貫して行えば良いと思います。他県に合わせるものが優先なのか、一般職の平均改定率の連乗を基準として0.87%下げることが優先なのか、どちらなのでしょう。他県に合わせるというのなら、一般職に準じて引き下げるとするのは、序列でいうと2番目なのです。今まで、一般職に準じて引き下げるという考え方で決めてきたのだから、同じ考え方で行くべきだと思います。ただ、考え方が違うのだったら、本県の代表監査委員の仕事内容では78万円では高いという説明をしなければならないのです。その程度の仕事しかしていないという説明が必要となるということです。

(会長)

従来給料等の額が、どのような経緯でそのようになったかは分からないのですが、かなり全国順位的にも相当高い順位ですから、逆にそのことを説明しないといけないと思います。

(委員)

今まで高かったことと、今回下げるという理由をくっつけて説明しなければ、ここは一貫性も何もないと思います。

(総務部長)

知事・副知事との違いの一つは、前回の特別職報酬等審議会では、知事、副知事、議会の議員の報酬については審議対象になっており、これが答申され、現在の金額が現行額としてございます。教育長、代表監査委員、そして公営企業管理者については、こういう外部の目で御審議をいただくのは、今回が初めてでございますので、そこは前提として違いがあることを御参考にしていただければと思います。

(会長)

監査委員の業務というのは、基本的には法律に基づいて行っている監査業務ですので、住民の監査請求が多いとか議会からの監査要求が著しく多い等であれば、それは著しく職責や業務が異なってくると思います。そこを量的・質的に比較することについて、経験的に言えば、本県の監査委員の業務が、他県に比べて著しく異なっていることは無いのではないかと思います。そういう意味では、ごく平均的な活動内容と思います。監査委員の中でも、県のお金の使い方に細かい問題点が無いかという会計の監査というのは常に行っておりますが、特に最近では更に踏み込んで、行政が行っている様々な事業に関して事後的に行う行政監査という、事業内容まで踏み込んだ監査を行っているところもあるのですが、本県ではそうした意味での監査もあまり行っていない現状があります。そういう意味では、決して他県に比べ著しく特殊な業務を行っているということが言えない現状であると言えます。このような現状を踏まえると、給料や他の手当の額というものは、他の県と揃えるという観点からすると、特に大きな違和感はないかと思いますので、そこは他県と揃える形でよろしいでしょうか。

(委員)

難しい問題ですね。

(会長)

逆に、例えばここにあるような第1案、第2案、第3案、第4案という以外で、代表監査委員の役割を加味することによって、より納得のいく案があるでしょうか。78万円という額と61万円、60万円という額の間、どこかでラインを引いて、それが妥当であるという案が出せるかということです。若干、これは難しいような気がいたしますので、そういう意味では最もシンプルに、人口類似県の平均支給額を採用するのが妥当かと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

監査委員の仕事はどういうことをやっているのか、人の見方によって、監査委員はとても大変だという人と、監査委員はそれほど大変ではないという解釈の人と、色々解釈が違うと思います。私たちの団体も常に監査、監査でコンプライアンスを問題にした監査をされている訳ですから、行政の仕事に踏み込んだ監査をするということは大変なことです。前回の審議結果でもあったように、他県とそれほど異なるものでないということであれば、人口類似県と同じようにするのが妥当だと思います。

(会長)

第1案か第3案かというのは、まだ分かりませんが、県の方で出していただいた案の中から選択するというところでよろしいでしょうか。支給月数を3.1月に揃えることとなると、第1案か第3案ですが、結局給料もどちらにするかということになります。どうでしょうか、何とも言えない気がします。

(委員)

佐賀県が非常に、本県と人口規模が似ています。そこが60万円なので、人口規模にやはり比例するのが良いのではと思います。

(会長)

そうすると、第3案ということですかね。

(委員)

今の平均は、山梨が入っている平均値ですか。

(人事課長)

平均値から山梨は除いております。

(委員)

横並びで決めましたということしか、拠り所はありません。

(会長)

たまたま佐賀県が60万円、その他に低い水準にあるのが61万円ですから、その間にあるということですかね。

(委員)

普通に考えれば、17万円も給与を下げられれば、相当なショックです。緩和措置とか段階的措置とか考える必要がない訳だから良いのかもしれませんが。

(委員)

そうすると、代表監査委員の給料が、本県と他県と比べこれだけ差が多いと、代表監査委員をどう捉えているかと言われますね。

(委員)

役職の重さまで問わなければならないのかということです。しかし、他県との横並びで決めましたということが一番の方策とすれば、それに従うしかないと思います。

(委員)

単純に佐賀県の人口が同じ位だから同じで良いというような審議会の結論は、私は反対です。人口類似県と言っても、今まで人口類似県の平均を参考にしている訳ですから、佐賀県が同じだから一緒に良いという結論では納得いきません。

(委員)

そうではなく、私が言っているのは、職務的にも監査委員というのは、会計の監査を行っていることから、予算規模に対応した仕事をしているのではないかということからです。一番人口規模が近いところを見た方が良いのではないかと考えたことと、任期中総額を見ても、第1案と第3案とでは、100万円位変わってきてしまいます。それが果たして良いのかとも思いますが、平均値に近い方が良いということであれば、第1案になるのだと思います。

(会長)

どちらの合理性がより高いか判断するのは非常に難しいことですので、今までの議論の流れでは、人口類似団体の平均値ということで考えて参りましたので、その平均をどういう幅で考えるかということがあります。教育長等も基本的には人口類似県を参考としているので、平均ということで60万6千円か61万円ということが平均になっていますので、第3案若しくは第4案は6千円をカットして60万円にしています。普通に考えれば、四捨五入して61万円となります。大体60万円から61万円の間だと考えていけば第1案の考え方で、第2案・第3案もそう大きくは変わらないというのが一つあります。差をつける程の差も無いということで、第1案が良いのではと思います。それと、段階的な配慮と言えるか分かりませんが、変更額から比べると1万円の違いでも、そ

それは配慮したと考えられるのではないのでしょうか。そういう視点も含めて、皆さんの議論を総合すると、第1案でいかがでしょうか。激変緩和とまではいきませんが、いかがでしょうか。

(委員)

これは激変です。一般的に賃金カットというのは、5%とか多くて10%というのはあります。これは10%を超えています。20%程度になっています。

(会長)

普通の企業者の場合には、ありえない話です。しかし、これは代表監査委員という県の執行機関の一員で、役職に対してどのような報酬を割り当てるかという議論です。

(委員)

今までの78万円の位置づけが61万円の位置づけになるのです。

(会長)

そのような改定案を出していけば、もちろん議会でも議論になるでしょうし、きちんとした議論をしていく必要があると思います。審議会としては、本県の監査委員が他県と比べ、著しい特徴があるとは考えられないので、法定の業務を共通してやっている他の人口類似県の平均的な額に納めていくのが最も妥当な考え方ではないかと思います。こちらで今回の改定案を出すということよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、次に行政委員の報酬の在り方についてです。前回、若干議論いただいたのですが、まだ資料不足で、突っ込んだ議論するまでには至らなかったもので、今回、資料を用意していただきました。

**【人事課長が資料に基づき説明を行った。】**

(会長)

行政委員の報酬の在り方について、意見を求められておりますので、引き続いて御意見をいただきたいと思います。資料を見て、御意見や確認したいことなどございますか。

(委員)

このようにしなさいとか、そうするべきだという指導や意見は公にあるのでしょうか。

(総務部長)

ございません。自治体でも、各県で判例の動向や諸々の状況を踏まえて、各県が主体的に見直しをしているところで、基本的には各県の判断によることです。先ほどの説明でもありましたが、裁判所での判決のポイントは、月額が良いという言い方ではありません。県として、議会として判断するのにあたって、裁量権の濫用と言えるかどうかという物差しを当てて、先ほど話があったような労働委員会の判断については、これを月額にするというのは裁量権の濫用に近いということでアウトとされているということです。選挙管理委員会の委員長については、裁量権を濫用したというようなことが言えるような状況ではないとされたということだと思います。議会の裁量の範囲かどうかという物差しを当ててきたのが、先程のいずれの判例であろうかと思っています。

(会長)

資料の中にもありましたが、地方自治法上は行政委員に対する報酬は勤務日数に応じて支給することとされ、勤務態様等に特殊の事情がある場合には条例で月額を定めることができるものとされています。地方自治法では勤務日数に応じて支給するということが原則ですが、ただし、それをどのように特殊性等を考慮して、月額制を当てはめるかということは、基本的には議会や自治体の裁量に委ねられています。裁量の範囲かどうかということも巡って、裁判が行われている状況です。その裁判も住民訴訟です。住民訴訟の対象になっているのが、行政委員ということで、中でも選挙管理委員会とか労働委員について、勤務日数と月額制とのバランス、妥当性をどのように判断していくか少し議論していく必要があると思います。

(委員)

国の非常勤委員の報酬額が3万5千円位ですか。行政委員の職務内容や重さや軽さを考慮して、各市町村で条例を決めれば、全体を日額にするという方向が出ると私は思っています。地方自治法との絡みというのは全然関係が無いですね。

(総務部長)

地方自治法で、地方自治体の場合は定まっている訳ではございません。県も市町村も、国の額を一つの参考にして、独自に定めております。

(会長)

今回、全体の行政委員会について包括的に資料を見たのは初めてなのですが、思った以上にショックがありました。特に、報酬月額を勤務日数で割った1日当たりの単価が資料に出っていますが、驚異的というか、職責の重さとのバランスがあるにしても、各行政委員会でここまで大きく開いているのかと衝撃的でした。中でも網掛けがあるようなところは、月2日とか1日程度ということですので、当然単価に割り戻していくと非常に大きな差が出てきます。中でも労働委員会の場合は、一般の委員は1日当たりの単価が10万円で、私たちが講演に行ってもなかなかいただけない金額ですが、これは凄まじいなというのが率直な印象です。

(委員)

判例によると、労働委員会では単なる勤務日数だけではなく、不当労働行為の審査やあっせんなどの審査申立の件数が、具体的にこの数年間にどれくらいあったのかということも考慮の一つに入っていますが、その数字というのはありますか。

(人事課長)

今回、お示しさせていただいておりませんが、件数的にはそう増えているということはないと思っております。

(委員)

大阪高等裁判所の滋賀県の判例では、昭和40年代までは年間10件を超えていましたが、その後は年間1桁台だということで、近年大幅に増えたという傾向が無いことも考慮の1つに入れて判断されています。そのあたりも同じ様であれば構わないのかなと思います。

(会長)

事案の発生というのは、審議する日数に反映されますので、ある程度、ここに出ている日数というのは職務内容と比例していると考えられるかと思っています。

(委員)

労働委員会というのは、そこで初めて案件を見て判断をするものではありません。委員になると、

当事者の中に入ったり、出勤しない部分、つまり出勤ということでは計れない部分があります。警察みたいなものだと思いますが、事件が起きてから初めて配置する訳ではなく、前もって配置をしておかなければなりません。必ずしも出勤日数が根拠ということになっていないのが現状だと思います。だから1.5日というのは出勤する回数を言っているのだと思います。確かに、言われるように、案件が減っていることは確かですし、かつての状況よりもトータルでの負担は減っていると思います。

(委員)

県民の視点から考えてみると、勤務実績に応じて日額できちんと報酬は出しても良いと思います。多くなろうと少なくなろうと、勤務実績に応じて日額をしていくような方法をこれからは考えていかなければいけないのではないかと思います。その方が、静岡県のように全て日額制になれば、県民の大体が納得されるのではないかと思います。中には、色々な委員が一般的な審議会に出るにしても、何回あろうと日額でやっているの、行政委員の方々にも実績で報酬を支払うという方向が、これからは検討されるべきではないかと、私は思います。

(会長)

勤務日数だけに反映されていない業務があるということは理解しますが、だからといって月額でいくべきだとはなりませんし、日額という選択肢もあると思います。どういう議論があったかということが、諮問で意見を求められている以上、何らかの形の意見を審議会としてはまとめておきたいと思っています。

(委員)

月額と日額の併用制というのが2県程ありますが、この考え方は折衷案みたいな考え方でしょうか。

(委員)

全部出席した委員には月額報酬にするということでしょうか。

(委員)

例えば、出勤日数が多くなってしまったという場合があります。案件が増えると、日額だと月額を上回る可能性がない訳ではありません。理屈はその方が説明つくと思います。

(委員)

それでは併用制も検討するということですか。でも、勤務日数が多くなる可能性が、この3年間のトータルから言うと、これ以上増えるとは思えません。

(会長)

会議自体に拘束されている日数とか時間、それ以外の事実上専念しなければならない業務の負担が、この委員会の中で著しく多いとか少ないということが余りなく、同じような勤務日数や勤務日数だけで押し量れない負担が共通してあると思います。ここで審議の対象となっているのは、行政委員ですが、例えば、こういう審議会、私も他に仕事でお手伝いしたことがあります。そういった中でも事前準備が必要なことは同じです。今年、行政評価アドバイザーとして外部評価を3日間行いましたが、勤務日数としては3日になるのですが、事前準備、現地調査、事前ヒアリング、資料読み込み、色々なことを検討して質問案を考えると、ざっと見積もっても、大体2週間位かかっています。3日間のために2週間準備しました。こうしたことは審議会でも行政委員でも共通しているのではないのでしょうか。ただ、それに加えて、行政委員会の場合は、執行機関として職務権限が、審議会とは違って、行政処分の権限を持っていて、そういう意味では非常に重いものです。一種の調停的・裁判的機能ということもありますから、そのあたりを加味するという事は当然だと

思います。仮に、月額制から日額制に変更した場合に、日額の水準をどうするかというところに反映することになると思います。そう考えていけば、この現状をもう少し県民の皆さんに理解していただくような形の方向に変えていくことを議論するべきではないかと思っています。

(委員)

今まで論じてきた、知事等の給料・報酬の延長で、約1%下げようという論議をこれに当てはめるということはできないでしょうか。

(総務部長)

行政委員報酬の日額化というのが全国的に議論されているところです。その点について御意見を賜ればと思っております。具体的な額について御意見をいただくことは結構でございますが、額についてはその時の状況で全国の状況等を踏まえて各県とも検討している状況がございますので、額について触れていただくかは、審議会にお任せをしたいと思います。是非、御意見いただきたいのは、日額化についての御意見、つまり個別の委員の勤務等の状況を御覧になられて御意見をいただければと思っております。

(委員)

全国的な傾向は、日額化する傾向が強いのでしょうか。

(総務部長)

先ほどの大阪高等裁判所の判決がかなりのショックとなって、各県とも日額化への見直しをここ1年ほどに始めたという状況です。長い目で日額化の傾向にあるかということ、むしろ、短期的にそのような状況になっているとお考えいただきたいと思います。

(会長)

早い話、山梨県でも裁判を起こされる可能性があり、その時にどう対応するかということ。現状ですと、大阪高等裁判所の判決が出ており、月額の妥当性がかなり問われます。行政委員会の報酬の在り方について、全体を見直していくことが今後必要になっていくことが必須だと思いますが、当面、大阪高等裁判所の判決に抵触する部分に関して、段階的に考えるにしても、日額制を検討するという方針を出しておいた方が良いのではないかと思います。

(委員)

行政委員会の報酬を日額か月額にするかという諮問を受けているのを、どう受け止められていますか。総体の結論にすればいいのか、各委員会の検討をしていくのでしょうか。

(会長)

行政委員の報酬の在り方に関する意見を求められているので、全体でも構いませんし、特に当面重点的に改正すべきものに限って具体的な意見をするのでも構いませんし、資料の出た範囲で意見の取りまとめをしたいと思っております。

(委員)

勤務実績が悪いから日額にするという説明も困りますね。その部分だけ日額にするということも理解できませんね。今の月額報酬を基準に置いておいた場合、今までの議論の中では、併用制が妥当な線のように思います。

(委員)

そういう方向で審議をしていかないと、委員会ごとに検討を加えることになれば、当初の日程からすると、とても審議しきれないと思います。

(委員)

県議会の議員も、割ってみると月に何日出勤していることになるのでしょうか。議会が開催されている時だけという言われ方をすることもあります。もし、議会が開催されている時だけで割ってみたら、これに引っかかってくる可能性もあり得ると思います。そうすると、裏側の部分をどう評価するのかということだと思います。

(会長)

確かに理屈から言うと、議員報酬を日額制にしようというようなところは、実際にいくつかの自治体で条例を作って日額化にしていることも、一部にはあります。ただ、そういった流れで考えた時に、議会と行政委員会でどう違うのかという話になると、ややこしい話になります。ただ、議員と行政委員会の違いは、議員は4年に1回の選挙で選ばれるということで、そこで1度きちんとチェックを受けなければなりません。議会で質問しない等があれば、後でチェックを受けて落選をしたりと、民主的なチェック機構が働くという制度です。そういう意味では違った議論をしなければなりません。行政委員会は、そういった意味でのチェックは働かないものなのです。行政委員会に関する報酬については総務部長の話にもあったように、手つかずできたところですが。そうすると、今回初めてこういう形で具体的な数字が明らかになってきたことと、これを県民の皆さんが御覧になってどう考えるのか、また、このことに意見を求められた審議会が見直しが必要だという程度の意見でいいのかどうか、もうちょっと議論してみたいと思っています。今日は時間ももうありませんので、次回に回しても良いでしょうか。次回、もう1回、この問題について改めて議論したいと思います。まだ、資料を見たばかりですので少しお時間をいただいて、次回、この件に関しては具体的な御意見をいただいた上で、どうするか決定するというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

今回は取りまとめをしたいと考えております。本日は、ありがとうございました。

以 上